

平成 28 年 第 6 回政策討論会分科会 第一分科会要点記録

日 時 平成 28 年 12 月 19 日 午後 3 時より
場 所 第一委員会室
出席者 座 長 京西 且哲
副座長 鳥居 宏次
金子 拓矢
鳥野 隆生
南 加代子
西田 武史
河合 馨
岡林 憲二
今口千代子

岸和田市自治基本条例 第 7 章（第 21 条）情報の共有について

○第 21 条は、条文が短く、内容も当たり前のことなので、もう少し具体的な感じの条文に変えてはどうかと思います。

建議書に書かれているように、市と市民との間で情報を発信・受信・返信と循環させることが大切で、情報をいかにわかりやすく、的確に、そしてタイムリーに市民に伝達していくか、また、そのためにどのような手法で行うのかについて、早急に広報の指針を作成し情報共有を推進することが大事だと思います。そのためにも、条文をより具体的に変える必要があると思います。それとは別に、第 21 条の情報の共有というのは、第 3 条の基本原則の(2)にも書かれているし、今までの政策討論会で話し合われた第 17 条の参画や第 18 条の意見聴取制度、そして第 23 条の説明責任などと意味合いが重なり合っているように思うので、第 21 条を削除してもいいのではないかと思います。

○第 21 条 情報共有 ⇒ 市は、市政に関する情報を積極的に提供することにより、市民との情報の共有に努めなければならない。

(1) 情報の共有と住民参加は、きつても切り離せない、いわば車の両輪と同じであり、(ニセコ町づくり基本条例) 一体として考えている。そういう観点から考えると、その対処として、『広報に始まり・ホームページ・町・市民協等々』市の発信と市民の情報の共有が重要である。

(2) 条文の中を考えると、『市政に関する情報を積極的に提供する』となっている。第 23 条の説明責任・第 24 条の総合計画等々もしっかり提供を行い、

共有に向けた市民との対峙と対話が重要で、市と市民とのキャッチボールを大切に行う取り組みが、第 21 条を行使する基本かとも考える。

○情報の共有について、この条文には、「市政に関する情報を積極的に提供する」と有るが、積極性を感じない。と言うのも、現状は市のイベントや施策についてほとんどの市民が知らないのが現状であり、市政に興味を持たないと言う結果に繋がっていると思う。情報提供の手法としては、広報岸和田やホームページが主であるが、他の方法も考えるべきであるし、議会として第 9 条、第 10 条にもうたわれている様に情報発信を行うべきである。

市の情報提供に付いては、市民のみならず議会に対しても同じく、速やかに提供してもらう必要性を感じる。これこそが自治基本条例の基本である「市民と議会と市」の三者のつながりである。

○第 21 条 情報の共有について、市政運営にとり市民との情報共有は一番の要である。市民生活ありきの市政、なぜなら、生活上に成り立つ課題を施策として取り上げ、実施に向かい検討されるからである。現場をよく知る市民に意見を求め、施策状況を発信することで新たな意見も聞く、その中で充実した施策が成り立ち市民へと返信ができるのではないだろうか。

広報広聴課等が、施策状況・市民の生命、財産を守るべき情報を一つにまとめ、各担当課とも情報共有していれば事は短縮できる。横の連携をつくる体制ができれば市民への発信力も高まる。

投書箱のようなもの、ネット上で受信等広く意見を求める事も重要ではないか。文句ととらえるか、意見と捉え価値的に捕捉していけるかの力量が必要だがそのような課があればいい。

○情報の共有について、市政に関する情報を積極的に提供することに関しては、市民に分かりやすく情報を正確に説明しなければならない。

先日、中核市移行の中止などに関しても、市民が新聞などの広報などでいち早く知り、その後、本市の広報には掲載された。その後も市民に、きちんとした正確な情報を発信されていない。

情報を積極的に市民に提供する責任として、市長や執行機関の第 23 条の説明責任につながると思います。また、情報の共有に関しては、市民協が、市民との関係が一番近い団体であり、市政に関する情報の共有をするためには、市長や関係各行政担当が足を運び説明に行くことが大切であると思います。また、情報提供や共有の手法には、スマホ世代の特性を活かした SNS など活用することが必要である。

○第 21 条 情報の共有については、第 16 条協働、第 17 条参画、第 18 条意見聴取制度との関連性が強い。市と市民との間で情報を発信・受信・返信と循環させることが重要である。情報をいかにわかりやすく、的確に、そしてタイムリーに市民に公開していくか、そのためにどのような手法で行うのかについてもっと検討することが大切である。さらには市民からの情報を的確に把握することも重要である。

○《情報の共有》市民にとって必要とする情報はそれぞれ違う。今、市から発信しているのは、広報、ホームページ、テレビ岸和田、ラヂオきしわだ等である。町会加入が減っている中、まず、市からの情報発信の基本である広報の全戸配布化を進めることが共有の第一歩ではないか。

○第 21 条（情報の共有）は第 7 章（市政運営の原則）に位置付けられており、本市の総合計画を進める上での重要な条項です。「情報」と言っても範囲が広すぎるため、条文には市政に関するものと明記されていることから、市の政策・施策の実施及び評価の過程・経過・内容・効果等を対象とするべきである。条文は共有としていることから、その手法としてパブリックコメントやアンケートを実施しているが、前回の分科会で指摘があったように充分ではない。市民からメールや SNS 等での情報提供や意見を受けても、行政組織において対応処理を間違えば、情報の循環が進まず条例の目的を達成できない。課題としては、情報を共有するための手法を早急に整えることと考える。

自治基本条例推進委員会の建議書においても、情報の伝達手法を作る必要があると指摘されている。

○本条は市政に関する情報を市民へ提供するだけでなく、市民との情報の共有も求めている。建議書や逐条解説にもあるが、情報の共有とは市民からの情報の発信がなければいけない。市民に情報を発信してもらうには、パブリックコメントの他に公聴会を開くという方法がある。しかし、本市には公聴会を開くための基準がないので、その制定を急ぐ必要がある。

また、公聴会をその目的どおりに機能させるには、司会進行役が重要であり、育成もしくは確保が求められる。